平成３０年６月７日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課

平成３０年７月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の開始期日、
同日以降情報連携可能な事務手続及び省略可能な書類
並びに試行運用の対象とする事務手続の一覧等について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第１９条第７号の規定に基づく情報照会及び同法第２２条第１項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）については、平成３０年７月にデータ標準レイアウトの改版が予定されていますが、このことに関し、当該改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携が可能な事務手続及び省略可能な書類並びに試行運用（注）の対象とする事務手続の一覧を、内閣官房番号制度推進室において別紙のとおり整理され、情報提供されているのでお届けします。各都道府県衛生主管部（局）におかれては、各所管手続について、これらの資料を適切な広報等に活用されるよう、貴都道府県内の市町村に対して周知をお願いします。

（注）申請者等から従来どおり添付書類の提出を受けた上で、情報提供ネットワークシステムを使用した事務処理の結果と従来の添付書類を用いた事務処理との間で齟齬が無いか確認・検証する運用。

また、改版後データ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日については平成３０年７月２日が予定されていますが、最終的な決定期日については、別途御連絡します。

また、予防接種制度において、試行運用の対象となる事務手続は下表のとおりであり、試行運用の手順や問題発生時の対応等については、「情報提供ネットワークシステムの運用開始について」（平成２９年４月２１日付け府番第７７号・総官企第２２７号。別添１参照。）の４及び５並びに「試行運用期間における問題発生時の対応及び連絡等の詳細について」（平成２９年６月１６日付け総官参第１１号。別添２参照。）のとおりとしますので、対応に遺漏が無いよう準備をお願いします。

なお、本格運用の開始時期については、試行運用の状況を確認の上で、別途連絡します。

＜予防接種制度において試行運用の対象となる事務手続＞

別紙における項番	管理番号	事務手続名
248	10－２	他の法令による給付との調整
249	10－３	他の法令による給付との調整
250	10－４	他の法令による給付との調整
251	10－５	他の法令による給付との調整
252	10－６	他の法令による給付との調整
253	10－７	他の法令による給付との調整
254	12 の３－３	他の法令による給付との調整
255	13－１イ	健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更【本人同意要】
256	13－１ロ	健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更
257	13－2－１	他の法令による給付との調整
258	13－2－２ロ	他の法令による給付との調整
259	13－2－イ	実費の徴収【本人同意要】
260	13－2－ロ	実費の徴収
261	12 の２－１ 12 の２－２ 12 の２－３	予防接種法による予防接種の実施
262	12 の３－1	他の法令による給付との調整